1 改正の概要

(1)県条例の適用除外規定

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成15年愛知県条例第2号。以下「県条例」という。)第27条で、この条例の規定と同等以上の効果を期待できる条例を市町村が制定した場合は、規則で定める(規則第29条)ところにより当該県条例の規定についてはその市町村の区域には適用しないとしている。

(2)適用除外項目

新たに条例が制定された、以下の条例(以下「3市町条例」という。)について、県条例の規定ごとに、現在、適用除外項目を定めている市町の条例の規定の比較を行った。

その結果、3市町条例は県条例第9条の説明会の開催に係る規定について、 一般廃棄物処理施設に係る規定を除き県条例と同等以上の効果を期待すること ができると認められるので、県条例第9条の規定の一部を適用除外とする。

新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する 条例(平成25年新城市条例第53号)(以下「新城市条例」という。)

美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例(平成25年美浜町条例第29号)

設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する 条例(平成25年設楽町条例第17号)

2 改正の内容

(規則第29条の改正)

3市町条例の施行により、それぞれの市町の区域について、一般廃棄物処理施設に係る部分を除き県条例第9条の説明会の開催に係る規定を適用除外とする規定に改める。

3 施行期日

公布の日:平成26年3月25日(新城市条例に関する規定については、同条例の施行日である平成26年4月1日)

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

適用除外に係る市町村の条例等

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、 次の表の上欄に掲げ

るとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に

基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり

とする。

略 処理の促進等に関する条例 (平成十八年豊田市条例第五号)の項まで成十五年名古屋市条例第六十八号)の項から豊田市産業廃棄物の適正な名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平

新城市産業廃棄物等関連施設の設置に

第九条 (産業廃棄物処理施設

成二十一年東浦町条例第十二号) 係る計画の事前公開等に関する条例(平 東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に 係る紛争の予防及び調整に関する条例 平成二十五年新城市条例第五十三号) |の設置等の許可を受けようと| 第九条 (産業廃棄物処理施設 する者に係る部分に限る。 する者に係る部分に限る。) の設置等の許可を受けようと

係る計画の事前協議等に関する条例(平 美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に |十五年美浜町条例第二十九号) の設置等の許可を受けようと 第九条(産業廃棄物処理施設

係る計画の事前協議等に関する条例(平武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に |の設置等の許可を受けようと||第九条(産業廃棄物処理施設 する者に係る部分に限る。

する者に係る部分に限る。)

成

産業廃

平成

係る紛争の予防及び調整に関する条例 十四年武豊町条例第十号) |十五年設楽町条例第十七号| 棄物等関連施設の設置に 第九条 (産業廃棄物処理施設 の設置等の許可を受けようと する者に係る部分に限る。

同上

成二十一年東浦町条例第十二号)係る計画の事前公開等に関する条例(平東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に

の設置等の許可を受けようと第九条(産業廃棄物処理施設

する者に係る部分に限る。)

成二十四年武豊町条例第十号)係る計画の事前協議等に関する条例(平武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に の設置等の許可を受けようと第九条(産業廃棄物処理施設 する者に係る部分に限る。

同上

第二十九条

適用除外に係る市町村の条例等)

旧